

農業・漁業の担い手の確保・育成

震災発生前から県内の農地の流動化は進んでいたが、震災発生後も農業の生産性向上と競争力強化のため、担い手への農地集積を加速化する必要があった。国は、農業経営の規模拡大や新規参入者の促進等を図るため、平成26年3月、「農地中間管理事業の推進に関する法律」を施行し、県はこの法律に基づいて農地の流動化を促進し、担い手に農地を集積させようと、「宮城県農地集積アクションプラン」を策定した。また平成27年からは「農業革新支援センター」を立ち上げ、先進的な技術の導入等による経営の高度化に向けた支援を行っている。

漁業においても、県内の漁業就業者が震災を挟む5年間で3分の2に減少する等、新たな担い手の確保が急務であった。県は平成28年に「宮城県漁業就業確保育成センター」を設置し、新規就業希望者向けの研修を開始した。更に、平成30年には、「漁業経営力向上支援事業」を立ち上げ、漁業経営体の組織体制の整備をサポートする取組を進めた。

年	H23		H24		H26		H27		H28		H29		H30	
	月	日	主な県の対応等		主な県の対応等		主な県の対応等		主な県の対応等		主な県の対応等		主な県の対応等	
	4	5	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	8	12	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	5	2	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	11	21	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	11	16	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	9	30	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	4	1	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	9	31	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	
	4	1	①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催		①「東日本大震災被災者生活再建支援法」に基づく「第一回」仙台東部地区農業災害復興連絡会「開催	

何が起こっていたのか

農業

速やかな農業の再建に向けて

震災直後～平成23年4月頃
復興支援制度創設以前の取組

県内の農業関係の被害額は5454億円に上ったが、その内集荷施設や園芸施設等の農業関係施設は272億円、田植機や乾燥機等の農業用資機材は435億円であった。営農を再開するために必要な施設・資機材の復旧には、かなりの時間がかかることが予想され、農業者が希望を見出すのは難しい状況であった。

平成23年4月8日、県は被災した農業者の経営と生活の速やかな再建を図るため、資金や農業機械・施設関係等についての相談を受け付ける「東日本大震災営農生活相談所」及び、県内外からの求職や移転営農に関する情報を提供する「東日本大震災早期営農再開支援センター」を設置した。平成23年度は除塩対策や営農資金の借入れ等、1000件を超える相談が寄せられた。

「国や県の支援事業がまだ始まっていない中、すぐにでも農業再開の支援をしなければなりません。被害状況の調査と現状の把握も必要でしたが、とりあえず農業者の相談を受けようと、営農生活相談所と早期営農再開支援センターを設置しました。補助事業などができる前なので、やれることからスタートしたというのが実情でした。土壌の塩分を分

立ち上がった国の補助事業

平成23年5月～
機械整備で大規模農業へ転換

農業生産の復旧のためには、共同利用施設の復旧や営農用資機材、農業用機械の確保が緊急の課題であると考えた国は、平成23年5月2日に「東日本大震災農業生産対策交付金」事業を立ち上げた。この事業は、産地間競争力の強化や農業経営力の強化等を目指して、地域の実情に応じて農業生産の復旧を図ろうという取組であった。

これを受けて、県では「宮城県東日本大震災農業生産対策交付金」を平成23年7月12日に施行し、農産物処理加工施設や共同育苗施設の建設等を補助し、農業者の営農再開を支援した。

「元々あった国の補助事業を組み直した『東日本大震災農業生産対策交付金』で、費用の2分の1を国が補助することになりました。県でも4分の1を補助しましたが、市町村でも更に上乗せをするところもありました。農家にしてみれば4分の1、あるいはそれより少ない額の金額で、いろいろな機械整備ができることになりました」

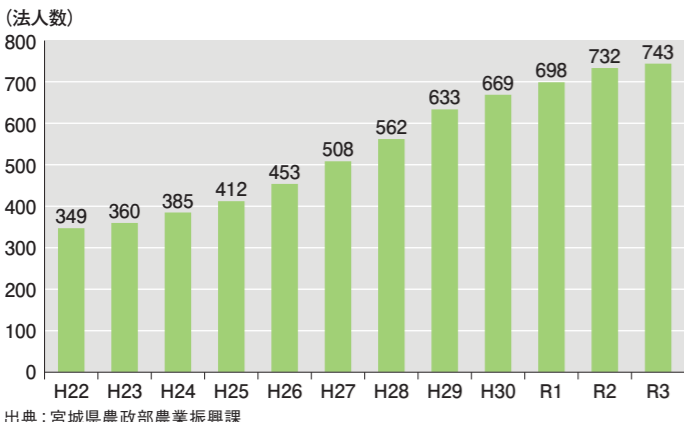
「その後『東日本大震災復興交付金』で、市町村が購入した農業用施設や農業用機械を農業者が無償で借りることができるように、ほとんど自己負担なしで営農再開ができることになりました。しかし5月の『東日本大震災農業生産対策交付金』の補助金で機械を導入した農業者にとっては、12月に施行された『東日本大震災復興交付金』の制度まで待つ方が良かった、ということになります。震災直後の大混乱の中で、できる支援から始め

農業法人の設立

平成23年度～平成26年度
新しい組織形態で農業を再開

震災発生以前、宮城県の農業法人設立件数は平均で年間15件ほどであった。震災発生後は個人での営農再開を諦め、仲間と一緒に農業法人を立ち上げる動きが始め、補助金を活用した農業法人の設立が相次いだ。しかし設立直後は経営基盤や技術力が脆弱な法人も多く、県は農業法人の経営安定化を図るため、高付加価値化や販路強化に向けた支援を継続して行った。

農業法人数の推移



農地集積研修会



「みやぎ漁師カレッジ」短期研修

農業振興課職員

「震災をきっかけに、個人で営農を再開するのは難しいので、仲間と一緒に会社を立ち上げるといふ動きが増えました。法人化を支援する中で、法人設立後の課題も見えてきました。例えば労務管理です。家族で農業をしていた人も、人を雇ったら法律に基づいた労務管理をしなければなりません。それがなかなか徹底できない法人もあって、労務管理のルールを周知する活動が多かったと思います。そして、経営の継承も課題でした。必ずしも子どもに継がせるとは限らないので、雇った社員に経営を引き継ぐ法人も増えてきました。その手続を助けてほしいという要望が増えてきたので、専門家を派遣する活動も行いました」

「法人を立ち上げても働き手が足りないという状況だったので、マンパワーを供給するために雇用対策の補助金を使いました。県が人材派遣会社に委託して、そこから農業法人に人を派遣するというものです。県内の農業法人に聞き取りをして、どこでどのくらいの人材が必要なのか調査しました。そしてハローワークなど様々な方法で募集して、宮城県で農業をやってみたいという人を集めました。そうやって集めた人材は一つの事業が終われば契約終了ですが、そのまま雇用を継続してもらえないかという交渉もしました」

「アグリビジネス」の支援

平成24年度～現在
人材育成から実践講座まで

農業経営体の強化・育成と地域農業の振興を図るため、県は平成18年に「みやぎ新世代アグリ

ビジネス推進基本方針」を策定し、農業生産だけでなく農産物加工や流通販売まで一貫して展開し、幅広い事業を行う、「アグリビジネス経営体」の育成を進めていた。

平成24年度から県は、宮城県担い手育成総合支援協議会や公益財団法人みやぎ産業振興機構等の関係機関と連携し、事業計画のブラッシュアップやインターネットを使った販路開拓をサポートする等の支援を行った。また、みやぎ産業振興機構では、「アグリビジネス入門講座」や「アグリビジネス経営革新講座」等、企業の経営感覚や商品開発等の知識を身につけ、経営者の資質向上につながるための支援を行った。

農業振興課職員

「人材育成も、入門講座から経営革新講座や実践講座など、受講者の状況に応じて細かく設定しました。被災者が実践講座にきて、将来の夢を語りながらビジネスプランを作っていくというケースが多かったと思います。仙台の沿岸や山元町などから、60歳を超えた人も何かやりたいと勉強に来るなど、いろいろな方にきていただきました」

「いろいろな分野で起業したいという方が、巨理町や山元町などの沿岸部を中心に農業法人を設立しました。初めて会社を立ち上げて大規模経営を行うという方には、県内の大規模経営の現場を見学してもらいました。また、シイタケをブランド化したいという生産者の方々と、JAや林業振興課と一緒に作った勉強会の開催を支援するなど、様々な活動をしていました」

「講座にきた人が自分一人だけで考えるのではなく、仲間と一緒にいろいろな話をするというのが、とても良い機会だったと思います。内陸部からきた人は、震災発生後はインフラ

がなくて流通が全く止まってしまったという話を聞いていました。販路が失われたので、畜産農家と新たにブランド化しようとか、一緒に販売戦略を考えていこうとか、様々な地域でネットワークも生まれたと感じています」

機械整備で農業の復興を

平成24年～平成26年度

市町村が機械を購入して農家に無償貸与

国が設定した農業関係の復興交付金は、農地の基盤整備事業や水利施設整備等、大きく4種類に分けられた。そのうち、沿岸部での担い手組織の営農再開や、沿岸部で被災した施設園芸農家の内陸部での営農再開等のために、震災で失われた農業機械の導入を支援する「被災地域農業復興総合支援事業」（以下「C-4事業」）は、市町村がトラクターや田植機を購入して農業者に無償で貸し出すというものであった。C-4事業は、国が出した補助金を県が一旦受け取って、それを市町村に配分するシステムで、県は市町村の申請を取りまとめて国に提出する役割を担った。

※C-4事業：復興交付金の基幹事業と呼ばれるメニューは、文部科学省がA、厚生労働省がB、農林水産省がCといった具合に、所管する省ごとにアルファベットで区分されており、数字との組み合わせで一つの事業を分類することとなっていた。C-4事業と呼ばれるのは、農林水産省が所管する事業の4番目のメニュー「被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）」であった。

農業振興課職員

「本当はこの機械が必要なのか、この金額が必要なのかという国の確認作業が入ります。ヒアリングを受けるのは市町村ですが、県も同席してサポートしました。大規模農業法人をすぐに立ち上げるのは難しく、どのくらいの機械が必要なのか、なかなか見込みが

逆に生産効率が悪くなるような農地が残ってしまいました」

ICT（情報通信技術）を農業で活用

平成27年度～現在

大規模経営体を育成

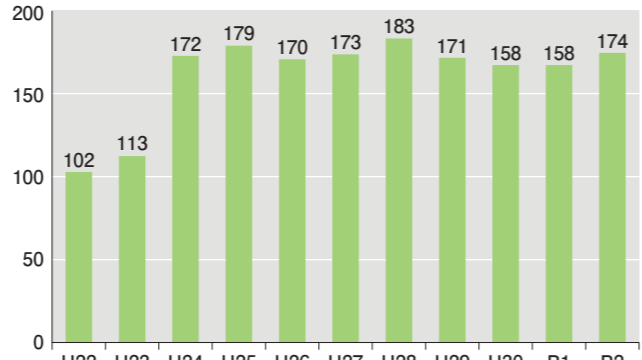
小規模の農家が集まって農業法人を立ち上げ、農業を大規模経営で再開するケースが増加する中、県は平成27年に県農業振興課内に「農業革新支援センター」を設置し、農業法人の育成を支援した。農業革新支援専門員チームが支援機関や民間企業等とのネットワークを構築し、対象者への支援をコーディネートしている。また、先進技術や新規の品目・部門の導入により経営の高度化を進め、本県の農業をけん引する先進的な経営体の育成と新たな地域農業の構築を目指し、「大規模経営体育成支援事業」を開始した。

農業振興課職員

「それまで農業では情報通信技術の活用はあまり進んでいませんでしたが、積極的に取り入れていこうということになりました。農業の試験研究機関でも情報通信技術をどうやって農業者に普及していくかを研究していましたので、私たち農業振興課と研究機関が役割を分担して、連携しながら進めていきました」

「震災発生後に一気に100ha前後の農地を管理する大規模法人が増えてきました。これまでは個人で管理していた農地を、何人かが集まって一緒に管理するためには、パソコンやGPSを活用して効率的な農業経営を行う必要があります。パソコンやスマートフォンを活用した「経営の見える化」をモデル農家

新規就農者数の推移



出典：宮城県農政部農業振興課

経営者と定義し(県では広義には震災から農業の再開を目指す農業者を指すとしている)、次の4つのカテゴリに分けている。

- 1 認定農業者^{※1}
- 2 認定新規就農者^{※2}
- 3 地域の農家が集まって、農業生産を共同で行う集落営農組織
- 4 認定農家水準の到達者(計画を達成して認定農家を卒業した元認定農家等)

県はこの法律に基づき「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を作成し、10年後に農地面積の9割を担い手に集積させるといふ目標を掲げた。9月にはこの基本方針の目標を実現するために、農地中間管理機構や市町村、農業協同組合等の関係機関と連携を強化して一体的な取組を展開させようと、「宮城県農地集積アクションプラン」を策定した。このプランでは、農

立てられません。しかし、しっかりとプランを立てて申請しないと認めてもらえないので、そのお手伝いをしていました」

「全てを震災で失ったのに、農家が自ら資金を投じて復旧するというのは現実的ではありません。このC-4事業は、市町村が機械を購入して農家に貸し出すというもので、農家にとつては必要な機械を無償で借りられるという制度です。農家にとつても非常に良い事業だったと思っています」

「私が担当した平成26年以降は、引渡し後のアフターケアの相談が増えました。例えばイチゴ栽培のハウスを作ってもらったが、その土地が地盤沈下してしまったので復興交付金で予算措置をしてくれないか、という相談がありました。しかし、市町村との貸借契約の中で、原則として引渡し後の修繕は、引受人が責任をもってやることになっているので、「復興交付金は使えません」と言うしかありませんでした」

農地の集積を目指す

平成26年3月～平成28年度

農地を借り受け規模拡大

平成26年3月1日、農業経営の規模拡大や農地利用の集団化、新規参入者の促進を図るため「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行された。この法律は、高齢化や後継者がいない等の理由で耕作できない農地を、都道府県が第3セクターとして設立した農地中間管理機構が担い手農家に貸し付けるといふ制度で、農地利用の効率化と高度化の促進を目的としていた。

国は担い手を、「効率化かつ安定的な農業経営およびそれを目指して経営改善に取り組み農業

に導入してもらい、周りの農業者に広げていってもらうという取組を行いました」

「平成30年に県が行った、ICTを活用したスマート農業の実証事業でも、ロボットトラクターの導入・実証まですることができました。新たな形の農業が実証できるようになるまでには苦労もありましたが、農業の将来のあるべき姿を見ることができたと思っています」



平成28年度大規模経営体育成支援事業

中山間地域の活性化を図る

平成28年度～令和2年度

地域の特性を生かす

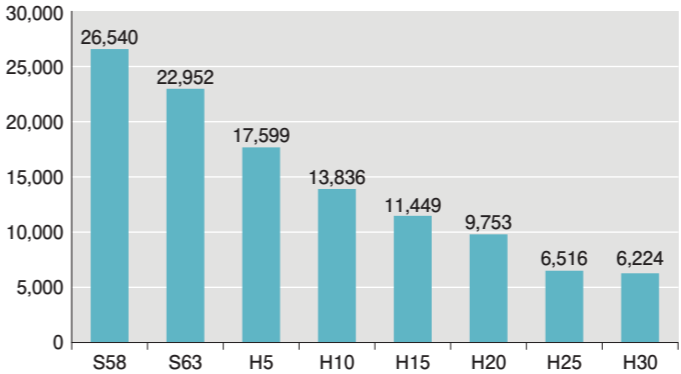
県は中山間地域における農業・農村の活性化を図ろうと、平成28年に「みやぎの農業・農村地域活力支援事業」を立ち上げた。この事業は、中

山間地域で認定農業者や認定新規就農者、集落営農等、市町村が認めた地域の担い手となる農業者に、機械の導入や販路拡大等を支援して、持続可能な農業経営と地域農業の活性化を目指すものであった。

農業振興課職員

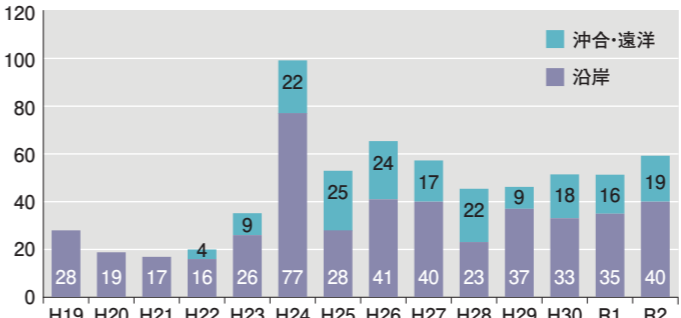
「内陸部の中山間地域では、小さい農家も農地を維持運営している重要な担い手だ」という考え方があり、私たちが中山間地域の農村に注目するようになりました。例えば移住とセツトの政策を展開するなど、平地とは違う視点で支援する必要があります。農地集積の拡大は限界があるので、どういう品目を作ってどんな商品を開発するのかなど、知恵を絞る必要もあります。そのためには地元の人たちと話し合う場を作ることが、とても大切だと

宮城県の漁業就業者数の推移



出典：漁業センサス（農林水産省）

宮城県の新規漁業就業者数の推移



※1 65歳未満
※2 H22のみ水産庁調べによる推定値
出典：水産庁・宮城県

漁業

強い漁業経営体を作る

全国屈指の漁業生産量を誇る本県においても、震災前から漁業就業者数は減少傾向にあったが震災により加速し、平成20年に約1万人であった

「平成28年に、『みやぎの農業・農村地域活力支援事業』という県の単独事業を立ち上げました。中山間地の新たな商品開発を支援するために、人材育成や専門家の派遣などの事

強い漁業経営体を作る
平成25年度
漁業関係組織の活動再開を支援

業を実施しました。ワークショップを運営する力を身につけられる講座を開くなど、人材育成プログラムを事業化しました。このように、人づくりについて話し合いの場を作ることが、スタートとしては大切だなと思います」

た就業者数は、平成25年には6500人にまで落ち込んでいる。震災発生前から県は、漁業の担い手を確保するために、漁業経営体の体質強化と新規就業者の確保に取り組んできた。漁業経営体育成のために、地域活性化に取り組み漁業関係者の組織活動を支援することが重要であると考え、宮城県漁業士会や宮城県漁業協同組合青年部、宮城県漁協女性部連絡協議会等の活動をサポートしてきた。県は、震災発生後中止されていた漁業関係者の組織活動再開を支援することで、担い手育成の取組を開始した。

※宮城県漁業士会・地域漁業を担う中核的存在として県が認定した漁業者で構成される団体。

水産業振興課職員

「実は平成24年に新規漁業就業者数が突出して増えています。被災した実家に戻って漁業をやりたいという人に、親が講師として指導すると国の補助が出る『漁業復興担い手確保支援事業』が平成27年度まで活用できたこともあって、新規漁業就業者数が急増しました。しかし、平成25年の漁業就業者数は、平成20年の3分の2に減ってしまい、新規就業者の確保のための取組が必要になりました」

「震災を機に、数年後に引退を考えていた高齢者も含め、多くの漁業者が一気に廃業しました。そのため、平成20年から25年の漁業就

みやぎ漁師カレッジの立ち上げ

平成28年度～令和元年度
新規参入者に向けた研修

宮城県は、宮城県漁業就業者確保育成センターに漁業研修の場として立ち上げた「みやぎ漁師カレッジ」の運営を委託した。当カレッジは、海や海の生物、漁師の仕事に興味のある人を対象に、養殖や漁船漁業の現場を体験する5日間の短期研修と、本格的に漁師を志す人を対象に、様々な養殖や漁船漁業を親方漁師の元で研修する、7か月間の長期研修を開催している。長期研修終盤のカリキュラムは、将来就業したい漁業を選択して更に技術を習得してもらうという実践的な研修で、新規就業希望者に加え漁師の後継者も参加した。

水産業振興課職員

「平成28年度当初から、全国の漁業学校の情報収集や、国の支援制度を調べて準備を進め、平成29年1月に、漁業や海に関心がある人を対象に、『みやぎ漁師カレッジ』として5日間の漁業現場体験研修を行いました。年末からチラシを作り、ラジオや新聞でも取り上げてもらい、県内や首都圏から漁業をやりたい人が7人集まりました。そのときの1期生が、今実際に石巻市網地島で漁業をしていて、漁協の正組合員の資格まで取りました」

「7か月の長期研修では、様々な漁業を経験してもらい、その中から自分がやりたい漁業や養殖業を選んでもらいました。このカリキュラムづくりにとっても苦労した記憶があります。例えば、ギンザケ養殖は6月から7月が一番忙しい時期です。その時期にローブの結び方も分からない研修生が船に乗ってくると



「漁業就業支援フェアin仙台」

業者数は激減しましたが、平成25年から30年の5年間でほとんど減っていません」

「稼げる漁業経営体が増えれば新しい雇用も生まれますし、漁業が儲かる産業だと示すことができれば、後継者や新規参入者の意欲も高まります。経営体質の強化を応援することが、漁業の担い手を育てていく近道です。宮城県には、地域をけん引するリーダーとして県の認定を受けた『漁業士』で構成される『宮城県漁業士会』や『宮城県漁業協同組合青年部』『宮城県漁協女性部連絡協議会』などの組織があります。県はそういう組織が主催する、研修会や先進地視察などの活動を支援して、漁業経営体の育成を行っていきました」

「漁業関係の組織は、自主的に研修会を行うほか、先進地を視察したり、県内外の業者と交流会を開くなど、様々な活動で地域の活性化に取り組んでいました。東日本大震災で活動が一旦ストップし、震災発生から2年が経過しても、ほとんど活動できない状態でした。県としては組織活動の再開は必要だと考えましたが、まだまだ個々人の生活基盤の再生や、自分の漁業生産の再開が最優先だという状況でしたので、可能な範囲で活動を再開してもらえらることを目指して取り組みました」

「現場の漁業者は、異業種の人や他県の人たちと交流することで、自分たちの仕事に新しいアイデアが得られるメリットがあると感じています。そういう漁業者は、先進地視察や交流会を、できる範囲でやりたいと考えています。例えば震災発生から2、3年たって新たにノリの共同施設ができたときに、復興した施設とグループでの生産活動を、他県の人たちを招いて見てもらいたいという声もあ

りました。そこで県の方で、そういった交流会をいくつか企画しました」

「震災発生前は、宮城県と漁協の青年部、女性部の3者が共催する『宮城県青年・女性漁業者交流大会』が毎年行われていました。ここでは、先進的な取組をしている地域の漁業者がその内容を発表する場となっていました。この大会を再開したいという声が上がりましたが、以前の形で再開することはすぐにはできません。まずは一回集まって、地域の元氣な取組を発表するという形で開催して、次の年から審査会スタイルに戻そうということになりました。また、宮城県で東北ブロックの漁業士の交流会を主催して、復旧の現状を伝えました」

担い手の確保に乗り出す

平成28年度～平成29年度
漁業を自指す人の相談窓口を設置

新規漁業就業者を確保するため、県は平成28年（公財）宮城県水産振興協会内に宮城県漁業就業者確保育成センターを設置し、漁業体験、技術の習得、そして就労までをワンストップで相談できる窓口を開設した。センターでは「みやぎの海で漁師になる」をキャッチフレーズに、海や漁師の仕事に興味がある人に向けて体験研修を実施したほか、漁業就業支援のイベントを立ち上げる等、様々な活動の中心的役割を果たしている。

水産業振興課職員

「震災前は、漁業に携わりたい人の相談窓口は、漁協や県庁、出先機関などで個別に対応しており、一本化されていませんでした。そこで県では、宮城の漁業についての相談や、

邪魔になる、という声もありましたが、新規就業者を育てるために協力してほしいと、親方を説得して回りました。ギンザケなどの養殖作業は、夏場は夜中の1時、2時にスタートします。1週間同じ親方に指導をお願いしますが、最初と最後は県職員も船に乗り、研修が終わったらお礼のあいさつをするなど、漁業者との良好な関係構築にも努めました」

「研修生の受講料や漁業者の講師料は県で負担しますが、国から研修生に対して、一人当たり年間最大150万円、月12万5000円が生活費の支援として補助されました。ただし研修生が45歳未満でなければ、国の補助を受けられないという制限がありました」

「最初の長期研修の受講者が、研修後に七ヶ浜でノリ養殖グループに入りましたが、今は正組合員の資格を取りました。少しずつではありますが、今まで漁業に全く縁がなかった人たちが新規に就業している姿を見ると、担い手確保の取組として、漁師カレッジは良かったと思います」

「令和元年に、現場研修に入って最初の研修先で親方漁師と意気投合し、『ここに就業する』と決め、もうカレッジは辞めるといって研修生がいきました。いろいろな漁業を見てもらおうとカリキュラムを組んだので、最後まで受けてほしいと話しましたが、研修期間中は金銭的な保障もないのですぐに就業したいと言うのです。そのときに、カリキュラムはもっと柔軟性が高くてもいいと思いました。研修生の満足度を向上させるためには、どんな自由によつていけば良かったと感じました」

「令和元年以降、石巻市の漁業就業支援の取組との連携を強めていきました。この取組を

通じて全国から集まった漁業就業希望者が、石巻で希望する就業先がなかった場合には、県が把握している求人提示します。そういう形の連携を少しずつ取るようになりましまた、気仙沼市の遠洋漁業の会社が資金を出し合って設立した『宮城県北部船主協会』が、遠洋漁業の就業支援の窓口となつています。この団体とも連携して、就業支援フェアにブースを出してもらっています」

漁業経営体のニーズに応える支援を

平成30年度～令和2年度

漁業経営力の強化

漁業の担い手を確保するため、新規漁業就業者の確保と並行して県が取り組んできたのは、漁業経営体の育成であった。まず、震災発生後、個別での漁業再開が難しい漁業者に向けて、共同利用漁船や共同利用施設の整備を支援するとともに、グループ化した漁業経営体を使用してもらうことで、経営再開や経営の安定化に向けた支援を図った。さらに、漁業経営体の法人化に向けた支援を強化するため、平成30年に県は「漁業経営力向上支援事業」を立ち上げた。これは県独自の財源を使って、漁業経営体が法人組織に移行する際に、組織体制や就業規則の整備をサポートするという取組であった。法人化を考える漁業経営体にメリット・デメリットを説明し、必要なルール整備を支援する専門家の派遣も実施した。

水産業振興課職員

「若い人たちが新規で就業する際に、健康保険や福利厚生がしっかりとした法人組織に就業したい、というニーズがかなりあります」

が見えてきます。漁業者が減ることに対してある浜では漁場が広く使えて所得も増えるので新規は受け入れない、という浜もあります。一方で、新規参入がないと漁業者数は減少し続けてしまい、浜自体が廃れてしまうため、新規参入も含めて対策を検討しなければならぬという浜もあります。漁業者や漁協の方と、浜の将来をどのように描くのか、デイスカッションをしながら、『みやぎ漁師カレッジ』とうまく融合させることが必要だと思います」

現職の声

水産業振興課職員

「『みやぎ漁師カレッジ』を担当していますが、研修期間の見直しなど、まさに悩みながらやっています。カリキュラムを柔軟にしても良いという話が、大変参考になりました。県内のいろいろな漁業を体験できるところは、今後残したいと考えていますが、例えば一度に7か月間の研修を行うのではなく、2回に分けるといった形なども検討しています」

参照

記録誌等

東日本大震災復興に係る宮城県農林水産部の対応記録集第2集 平成24～27年度(宮城県農林水産部 平成29年9月)
みやぎの農業(令和3年版)(宮城県農政政策室 令和3年5月)
宮城の水産業(令和4年版)(宮城県水産林政部水産振興課 令和4年4月)

た。このため、法人化を希望する漁業経営体には、メリットとデメリットを説明する専門家を派遣する、という支援を最初に行いました。専門家の話を聞いた上で法人化を進めたいという人には、法人登記の費用を補助するほか、組織体制や就業規則の作成を助ける社会保険労務士を派遣するなど、様々な支援を行いました」

「全ての経営体にとって、法人化が必ずしも最適な答えではありません。法人化すること、事務関係の手続は煩雑になります。自分たちの経営規模と、法人化のメリットとデメリットを比較した上で判断することが重要だと思っています」

「強い漁業経営体の育成と、新規就業者の受け入れは表裏一体の関係で、法人化を考える人たちは、今後も長く事業を続けていきたいと考えています。実際に法人化して新規採用を考えている漁業者にカレッジ長期研修の現場研修の講師をお願いして、その人の元に研修生を派遣したところ、最終的にこの漁業者の下に研修生が1人就業しました。そのような取組で、カレッジの魅力度が更に増したと思っています」

災害対応の経験から学んだこと

スピード感と計画性が大切

農業振興課職員

「国の事業が施行されると、まず県が市町村に要望調査をしますが、こういう調査をいつまでに出してくださないと、速やかに伝える必要が

要があります。何よりも最初は、スピード感をもって指示をすることが大切です。国の事業は突然通知されるので、担当としては事業要綱をすぐに頭にたたき込まなければなりません。それから、この工事は年度中に終わるなどが、年度末ギリギリだなとか想定して、全体計画を組み立てる癖ができました」

内陸部にも良い影響が

農業振興課職員

「大規模化が進んだ沿岸部と内陸部で格差が生まれているという指摘もありますが、内陸部にも少しずつ、沿岸部の良い影響が伝わってきていると思います。内陸部の法人の規模も大きくなってきていますし、大規模な園芸施設も立ち上がってきています。沿岸部が突出して進んだことは間違いありませんが、宮城県の農業全体としても、徐々に構造が変化してきていると思います」

法人の世代交代の支援を

仙台地方振興事務所職員

「農業をなんとか再開させようと、高齢の方が立ち上げた法人が、今、世代交代の時期を迎えています。非常に難しい課題ですが、若い人たちがスムーズに経営を承継して、活力ある農業が県内で続いていくことを願っています。私自身もそのために今後、いろいろな支援をしたいと考えています」

変革期に新しいものが生まれる

農業振興課職員

「宮城県の農業は震災発生後に構造変革期に入っていますが、そういうときに新しいものが生まれます。情報通信技術を使った新しい

農業スタイルが発展していく中で、新しい技術をうまく活用するためには、私たちがもっている技術、知識、情報を総動員する必要があります。新しい農業の形や新しい農村の形を作り上げていくためには、変革期の今がチャンスだと思っています」

業務の優先順位を考える

水産業振興課職員

「震災発生後は、あれもこれも同時に手を付けてしまいました。本当に大事なべきことから着手するべきだったと今は感じています。漁師カレッジの事業立案に際しても、最初のうちは予算折衝だけに時間を使ってしまうました。カリキュラムの作成を早めに詰めていけば、次の年から始めた研修の自身をもっと充実させることができたと思います。それぞれの業務の必要度を把握して、業務の優先順位をしっかりとつけるべきだったと反省しています」

浜のニーズを拾い上げる

水産業振興課職員

「新規就業者について、実際の浜のニーズがどのくらいあるのかを知るためには、現場の声を聞く必要があります。求めている浜もあれば、そうではない浜もあります。震災からの復興状況も様々ですし、現場のニーズを拾い上げることの大切さを痛感しました」

現場の浜でデイスカッションを

水産業振興課職員

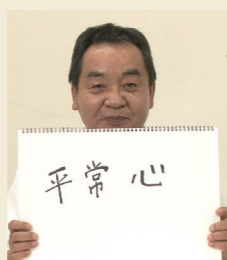
「今、浜の将来像について調査しようと思っています。例えば80歳で養殖を引退するとなれば、5年後10年後のその浜の養殖業者の数



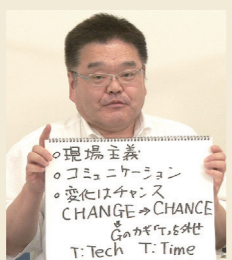
←ウェブサイトでも御覧いただけます

後輩たちへのメッセージ

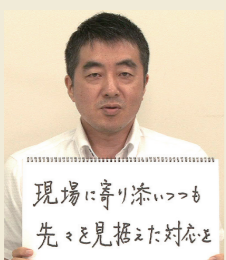
※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



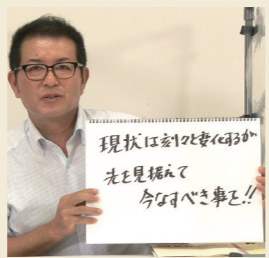
農業振興課



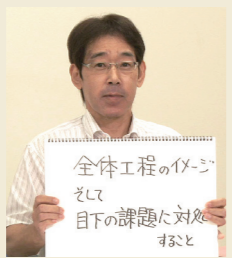
農業振興課



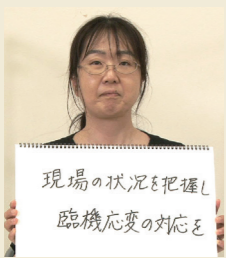
農業振興課



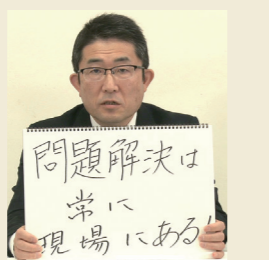
農業振興課



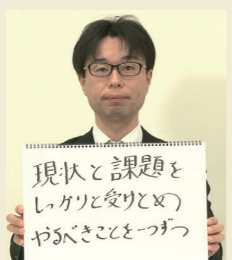
農業振興課



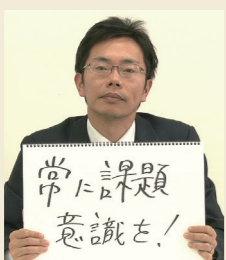
仙台地方振興事務所



水産業振興課



水産業振興課



水産業振興課